

第20号議案参考資料

議案名

桶川市重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例

1 提案理由

埼玉県が実施する在宅重度心身障害者手当支給事業に係る補助金交付要綱の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

手当の額の区分における施設の定義を改めるための引用部分の整理を行うとともに、施設に入所している者に係る手当の額を年齢によって区分する。
(別表関係)

3 施行期日

公布の日